

# 民間外国語教育事業者における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

一般社団法人全国外国語教育振興協会

令和2年 5月15日施行

令和4年12月14日第6版

## 1. はじめに

新型コロナウイルス感染状況が収束していない現状において、多くの民間外国語教育事業者が感染拡大防止のために努力され、受講者の皆さまが継続して語学学習ができるよう、様々な対策を講じておられることに感謝申し上げます。

本ガイドラインは、民間外国語教育事業者における新型コロナウイルス感染症対策の参考とするために作成したものです。各事業者が所在する地域の状況に応じて、各地方公共団体からの通知・要請及び学校等の状況等を総合的に判断し、各段階における適切な対策を実施する際、本ガイドラインがその一助となりましたら幸いです。

なお、本ガイドラインの内容は、今後の対処方針の変更のほか、新型コロナウイルスの感染の動向や専門家の知見等を踏まえ、必要に応じて適宜改正を行うものとします。

## 2. 感染症対策の基本的な考え方

日本国内において新型コロナウイルス感染症(以下「感染症」という)が発生した場合、感染を拡大させないためには、各民間外国語教育事業者が最大限の感染防止策を講ずることが求められます。

特に、感染力の強いオミクロン株等の変異株の拡大も踏まえ、接触感染・飛沫感染・マイクロ飛沫感染の経路に応じた感染防止策を徹底し、具体的にはマスクの着用と咳エチケットの周知と提示、手洗いやうがい、身体的距離の確保といった基本的な感染症対策の他、事務室、休憩室等、受講生の送迎車輛内部や教室等、特に密になりやすい空間の共用を極力避けるか、やむを得ない場合、人数制限、換気徹底、パーティション設置、マスク常時着用、会話を控える等、個々の場面に重点を置いて工夫する必要があります。

また、三密「密閉空間（換気の悪い密閉空間）、密集場所（多くの人が密集している場）、密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる場）」では一定の感染リスクが避けられないことから、三密が重なる状況を可能な限り避ける等、状況に応じてオンラインレッスンやオンライン会議を適切に導入する等、感染拡大のリスクが高い場の発生を避けることで、自己への感染とともに、他人への感染を徹底して予防することが重要です。なお、三つの密でリスクは高まりますが、一つの密であればリスクはないというわけではないことにもご留意ください。

緊急事態宣言発令地域、まん延防止等重点措置対象地域はもとより、緊急事態宣言、まん延防止等重点措置が解除された地域、新規感染者数が限定的となり、対策の強度を一定程

度緩められるようになった地域であっても、再度感染が拡大する可能性があり、長丁場を前提とした感染拡大を予防する適切な対応と徹底した行動変容、※新しい生活様式に移行する必要があります。

受講生・保護者・従業員等に対して、本ガイドラインを遵守していることを周知し、十分な説明を行うことにより、ご理解とご協力をお願いしてください。

### 3. 特に重要な感染症対策

#### ■適切なマスクの正しい着用

- ・適切なマスク：マスクは布やウレタンより不織布の効果が高いことが示されている。  
詳細については右記 URL を参照する。<https://corona.go.jp/proposal/>
- ・受講生、従業員、来訪者はお互いにマスクを正しく着用(鼻と口の両方を隙間がないように確実に覆う)すること。

#### ■体調の確認

風邪症状等がある場合や周囲に感染の疑いがある人がいる場合等は来校を控えること。  
来校後体調不良が発覚した場合、65歳未満の重症化リスクの少ない人であって、症状が軽い又は無症状の人は、自己検査結果を健康フォローアップセンター等に連絡し、医療機関の受診を待つことなく健康観察を受けること。

#### ■適切な換気の徹底

施設の環境や気温に応じて、換気の状態をこまめに確認すること。外気温が高い・低いという理由で換気をおろそかにしないこと。

#### ■「しゃべる・食べる・集まる場所」での感染リスクが高いことから感染対策を徹底すること。

### 4. 感染症の状況別の対応について

- (1)地域や事業所内で感染者数が増加・感染がまん延している時期⇒感染の縮小を目指す
- ・一時休業を検討または実施すると同時に対面授業を最大限控え、オンライン授業を実施する。
  - ・やむを得ず対面授業等を継続する際は、本ガイドライン 5-(1)①②③ 感染症拡大防止対策を徹底する。
  - ・テレワーク（在宅やサテライトオフィスでの勤務）、時差出勤、ローテーション勤務、週休3日制など様々な勤務形態を導入し、極力人と人との接触機会を減らす。
- (2)地域や事業所内で感染者数が限定的となった時期⇒気を緩めず感染拡大防止対策を継続する
- ・オンライン授業の実施に加え少人数授業等の対面授業の再開を検討・実施する。

- (3)地域や事業所内で感染者数が再び増加している時期⇒早期の感染者数減少を目指す
- ・一時休業を検討または実施すると同時に対面授業を最大限控え、オンライン授業を実施する。
  - ・やむを得ず対面授業等を継続する際は、本ガイドライン5-(1)①②③ 感染症拡大防止対策を徹底する。
  - ・テレワーク（在宅やサテライトオフィスでの勤務）、時差出勤、ローテーション勤務、週休3日制など様々な勤務形態を導入し、極力人と人との接触機会を減らす。

## 5. 感染症拡大防止対策について

感染の状況は地域によって異なるため、地域毎の地方公共団体からの要請に応じて強化または緩和する等、臨機応変に対応することが望ましい。

### (1) 受講生向け・従業員向け・事業所内での感染拡大防止対策

#### ①受講生等役務サービス対象者の感染対策のための実施例

■来校・受講自粛を求める条件をホームページ、メール・電話等で周知する。できれば施設内に掲示する。

#### 来校・受講自粛を求める条件例

- ▶発熱や軽い風邪症状(のどの痛みだけ、咳だけ、発熱だけ)があれば控えていただく
- ▶嗅覚・味覚に異常を感じる、のどの痛みを感じる場合、控えていただく

■施設内への入退室・滞留時に協力いただきたいことをホームページ、メール・電話等で周知する。できれば施設内の目につく場所に掲示する。

#### 施設内への入退室・滞留時に協力いただきたいこと

- ▶入室前の検温、症状の有無の確認
- ▶入退室の前後に液体石けんと流水による手洗い又はアルコール等による手指の消毒
- ▶マスクの着用と咳エチケットの励行
- ▶マスクを着用している場合であっても「会話を短く切り上げること」「大声を出さないこと」(大声を出す者がいた場合は個別に注意を行う)
- ▶手洗い後は共用タオルの使用を避け、ペーパータオルやハンドドライヤーを使用または個人でタオルを持参する

#### ②従業員等役務サービス提供者の感染対策のための実施例

##### ■【健康状態の管理】

- ・従業員の出勤前の検温を徹底し、発熱、咳、全身倦怠感等の症状がある場合、出勤させず自宅待機を基本とする社内ルールを徹底し、医療機関受診・相談センターやかかりつけ医などに適切に相談する。

- ・ 自宅療養者支援「健康フォローアップセンター」の登録・活用を推奨する。
- ・ 高齢者や持病のある従業員については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、役務サービス事業者側においても、より慎重で徹底した対応を検討する。
- ・ 普段から、健康観察アプリなどを活用し、毎日の健康状態を把握する。

#### ■【適切なマスクの正しい着用・咳エチケットの励行】

- ・ 変異株の拡大も踏まえ、適切なマスクを正しく着用するよう周知徹底する。
- ・ マスク着用時は鼻と口の両方を隙間ができないように確実に覆う。
- ・ マスクを着用している場合であっても「大声を出さない」「会話は短く切り上げる」等を徹底する。
- ・ 屋外では、季節を問わず、マスク着用は原則不要(人との距離を目安2m保てず会話をする場合に着用)、屋内では、人との距離目安2mが保てて、会話をほとんど行わない場合を除き、マスクを着用する。
- ・ マスクなしの会話は、新型コロナウイルス感染症対策分科会の提言において、感染リスクの高い「5つの場面」のひとつとされていることから、適切なマスクを場面に応じて適切に着脱する。
- ・ 咳エチケット(咳、くしゃみをする際、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖を使って、口や鼻をおさえる)を周知徹底する。

#### ■【手洗い・手指の消毒の徹底】

- ・ 入退室の前後に液体石けんと流水による手洗い又はアルコール等による手指の消毒を徹底する。
- ・ タオルの共用を避けペーパータオルやハンドドライヤーを使用する、または個人でタオルを持参するようお願いする。

#### ■【集会等への参加自粛】

- ・ 地域の感染状況に応じて、不要不急の外出や大規模集会、興行施設等不特定多数の集まる場所(クラスターが発生するリスクの高い場所、飲酒を伴う懇談会、大人数・長時間・知らない人が参加する飲食会等)への外出を自粛するよう強くお願いする。

#### ■【行動管理】

- ・ テレワーク(在宅やサテライトオフィスでの勤務)、時差出勤通勤、ローテーション勤務(就労日や時間帯を複数に分けた勤務)、変形労働時間制、週休3日制など、様々な勤務形態の導入を積極的に検討する。

#### ■【新型コロナウイルス迅速抗原定性検査キット(以下、抗原簡易検査キット)の活用】

- ・ 出勤後に体調が悪い従業員が見出された場合や従業員が発熱などの症状を訴えた場合、65歳未満の重症化リスクの少ない人であって、症状が軽い人は、抗原簡易検査キットなどを活用して、自己検査結果を健康フォローアップセンター等に連絡し、医療機関の受診を待つことなく健康観察を受ける。
- ・ 抗原簡易検査キットでの検査結果が陽性であった場合、都道府県のホームページを

確認のうえ対応する。

- ・抗原簡易検査キットの購入にあたっては、次のことに留意する。
  - 検体採取に関する注意点等を理解した職員の管理下での自己検体採取をすること
  - 国が承認した抗原簡易検査キットを用いること
- ・具体的な手順、キットの購入申込先リスト等については、下記 URL を参照する。

<https://www.mhlw.go.jp/content/001003217.pdf>

(令和 4 年 10 月 19 日事務連絡 **職場における検査等の実施手順(第 3 版)**)

#### ■【ワクチン接種の推奨】

- ・従業員に対して、新型コロナウイルスワクチンの接種を推奨する。なお、ワクチン接種については、厚生労働省 HP の「新型コロナウイルスワクチンについて」等を参照する。

### ③事業所内での感染対策のための実施例

#### ■【感染拡大前の準備】

- ・感染リスクが高まる「5つの場面」(新型コロナウイルス感染症対策分科会提言)、「新しい生活様式」の案内物等を掲示して周知徹底を図る。
- ・地域の生活圏において、地域での感染拡大の可能性が報告された場合の対応について検討しておく。感染拡大リスクがあれば対応を強化する必要がある。
- ・できるだけ地域の受講生の通う学校等と情報交換を行い、受講生の通う学校における感染症対策を、文部科学省 HP「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」で確認しておく。

#### ■【適切なマスクの正しい着用・咳エチケットの励行】

- ・直接対面する機会をできるだけ避ける。飛沫対策として、必要に応じてマスクを着用し換気に注意した上で、ビニールシートや透明間仕切り板等を設置する。
- ・ビニールシートは、火気使用設備・器具、白熱電球等の熱源となるものの近くには原則設置しない。ただし、これらの近くに設置することが感染予防対策上必要な場合によっては、※燃えにくい素材(難燃性、不燃性、防災製品等)を使用する。
- ・必要に応じてマスクを着用し、人と人が触れ合わない距離を確保し、至近距離で会話する環境を避ける。
- ・自習室、待合室、休憩スペース等において、マスクを着用している場合であっても「大声を出さない」「会話は短く切り上げる」ことを徹底する。
- ・咳エチケット(咳、くしゃみをする際、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖を使って、口や鼻をおさえる)を周知徹底する。
- ・マスクを持参していない受講生、従業員、施設利用者へマスクを配布または販売する。

#### ■【飲食】

- ・飲食のための感染防止策を講じた場所以外での飲食を制限する。

- ・テーブル上に、換気に注意した上で区切りのパーティション（アクリル板等）を設置する。
- ・飲食物を提供する場合には、感染防止対策を実施した上で飲食可能エリアを設定する。食事中以外のマスク着用を徹底し、マスクを外して飲食する際は会話を控える。従業員に限らず受講生（子ども含む）にも本対策を徹底する。
- ・居場所の切り変わりは、新型コロナウイルス感染症対策分科会の提言において、感染リスクの高い「5つの場面」のひとつとされていることから、休憩スペースでは休憩を分散する等一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしないようにする。会話する際はマスクを着用する。

#### ■【手洗い・手指の消毒の励行】

- ・手洗い場、入口及び施設内にアルコール等の手指消毒液を設置する。
- ・固形石けんは、1回ずつ個別に使用できる液体石けんと比較して、保管時に不潔になりやすいので使用しない。
- ・休憩スペースを従業員が使用する際は、入退室の前後に手洗い又はアルコール等で手指の消毒をする。
- ・現金やカードの受け渡し後は、手洗い又はアルコール等で手指の消毒をする。

#### ■【換気と保湿】

- ・休憩スペースは、常時換気する。
- ・変異株の拡大も踏まえ、風通しの悪い空間をなるべく作らないために法令を遵守した空調設備による常時換気、または、こまめな換気を心がける（扇風機の活用や2方向の窓を同時に開ける、一時間2回以上、1回5分間以上）。必要に応じ、CO<sub>2</sub>測定装置を設置する等により、換気状況を常時モニターし1000ppm以下（※）を維持することが望ましい（※機械換気の場合。窓開け換気の場合は目安）。なお、CO<sub>2</sub>測定装置を設置する場合は、室内の複数箇所で測定し、特に換気が不十分となりやすい場所に設置する。
- ・HEPA フィルタ式空気清浄機やサーキュレーターの補助的活用も可とする。
- ・寒冷な場面の場合であっても、暖気を維持しながら、常時換気又はこまめな換気を徹底する。その際、換気量を維持しながら、暖気を保つため、こまめに大きく窓開けするのではなく、常時小さく窓開けする等の工夫は可とする。
- ・室内の湿度は事務所衛生基準規則等に基づき、空調設備や加湿器を適切に使用することにより、相対湿度40%～70%になるよう努める。

#### ■【身体的距離の確保】

- ・密閉空間（換気の悪い密閉空間）、密集場所（多くの人が密集している場）、密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる場）のいずれの状況も可能な限り避けるため、クラスサイズを調整、あるいは受講時間を短縮する。
- ・教室や自習室、待合室、休憩スペース等における受講生同士及び講師との間隔をできるだけ1m以上の距離を確保するよう努める。

- ・受講生の四方を空けた席配置をするなど、受講生同士の接触を極力少なくする。
- ・椅子を間引くこと等、人と人との十分な間隔を空けて座席配置をする。
- ・顔の正面からできる限り1m以上の距離を確保し真正面の配置を避ける。
- ・人数制限や利用時間をずらす工夫も行う。
- ・列の発生が想定される場所(受付等)において、並ぶ位置にマークをつける等身体的距離の確保と人が滞留しないよう動線を定める。

#### ■【共用部の清拭消毒】

消毒方法については、厚生労働省ホームページの「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」等を適宜参照する。

- ・電子マネー等非接触決済を導入し、対面時の接触をできる限り回避する。
- ・ユニフォーム(スクールTシャツやトレーナー等)や衣服はこまめに洗濯する。
- ・タオルの共用を避けペーパータオルやハンドドライヤーを使用する、または個人でタオルを持参するようお願いする。
- ・トイレ(感染リスクが比較的高いと考えられる場所)の便器内は通常清掃、不特定多数が接触する場所(洗浄装置ボタン、ドアノブ、ペーパーホルダー等)は清拭消毒を行う。
- ・鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛ってから廃棄する。
- ・ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用し、マスクや手袋を脱いだ後は必ず液体石鹸と流水で手を洗う。
- ・送迎車(子ども対象)の使用前、使用後にドアやイスなど接触する場所の清拭消毒をする。乗車前に手指の消毒をする。

#### (2)休業・再開の考え方

- ・都道府県知事からの施設の使用の制限・休止の要請があった際は、適切に対応する。
- ・事業所の所在する学校が臨時休校を行った場合、対面授業の休止を検討する。
- ・政府の緊急事態宣言が解除された地域、新規感染者数が限定的となり、対策の強度を一定程度緩められるようになった地域であっても、再度感染が拡大する可能性があり、  
5-(1)①②③ 感染症拡大防止対策の各項目に沿って最大限の感染予防対策を講じる。

#### (3)指導形態の考え方

##### ①地域で新規感染者数が増加・感染がまん延している時期

- ・オンライン授業や自宅学習を主体とする。
- ・やむを得ずオンライン授業に完全に切り替えられない場合は、5-(1)①②③ 感染症拡大防止対策の各項目を徹底する。

##### ②地域で新規感染者数が限定的となった時期

- ・オンライン授業や自宅学習の実施とあわせて、少人数授業等の対面授業の再開を検討・実施する。

##### ③地域で新規感染者数が再び増加している時期

- ・オンライン授業や自宅学習を主体とする。
- ・やむを得ずオンライン授業に完全に切り替えられない場合は、5-(1)①②③ 感染症拡大防止対策の各項目を徹底する。

## 6. 受講生や従業員に感染症の疑いがある場合・感染が判明した場合

### (1) 感染症の疑いがある場合の対応

- ・体温測定等により症状等を的確に把握し、体調の変化等について記録を行うことが望ましい。
- ・発熱等の風邪の症状がみられる時は、早めに医療機関を受診または自己検査結果を健康フォローアップセンター等に連絡し、自宅で休養するよう助言する。
- ・子どもクラスの場合は、保護者と連絡をとり、記録をもとに症状や経過を正確に伝えるとともに、医療機関等に相談して指示を受ける。
- ・保護者に対して、地域や事業所内での感染症の発生状況等について情報を提供し、保護者から、医療機関等での受診結果を速やかに伝えてもらう。

### (2) 感染が判明した場合の対応

- ・都道府県のホームページを確認のうえ対応する。
- ・事業者の責任の下、感染症の発生状況および感染者と接触者の健康状態を記録する。
- ・事業所の休業について保健所等地域の関係機関と相談の上判断する。

## 7. 参考資料

### ●新しい生活様式(厚生労働省ホームページより)

[新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」の実践例を公表しました | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp)

### ●燃えにくい素材の考え方(公益財団法人日本防災協会ホームページより)

一般的に、飛沫防止のための使用が考えられる透明のシート類については、引火点、発火点、自己消火性の有無等の性質を踏まえると、ポリ塩化ビニール製やポリカーボネート製のものが比較的燃えにくい素材であると考えられる。

難燃性、不燃性、防災製品等の情報については、製造者等の製品仕様を確認することが望ましい。

### ●消毒・除菌方法について(厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ)

[新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp)

●帰国者・接触者相談センター(新型コロナ受診相談窓口)

[新型コロナウイルスに関する相談・医療の情報や受診・相談センター | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp)

●感染リスクが高まる5つの場面(内閣官房ホームページより)

[5scenes\\_poster\\_20201211.pdf \(corona.go.jp\)](https://www.corona.go.jp)

●適切なマスクの正しい着用法(厚生労働省ホームページより)

[マスクの着用について | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp)

●ワクチン接種について

[新型コロナワクチンについて | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp)

●学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル(文部科学省ホームページ「学校の新しい生活様式」より)

[学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～ \(2022.4.1 Ver.8\) \(mext.go.jp\)](https://www.mext.go.jp)

#### 【附則】

令和2年5月15日施行

令和2年5月26日第2版

令和2年8月6日第3版

令和3年3月3日第4版

令和3年10月14日第5版

令和4年12月14日第6版